

ユニクロが中国の商標侵害訴訟で勝訴

広州知的財産法院は最近、商標侵害に関する事件、*Guangzhou Compass Exhibition Service Co., Ltd. & Guangzhou Zhongwei Enterprise Management Consulting Service Co., Ltd.*（総称して、「Compass/Zhongwei 社」）*v. Fast Retailing (China) Trading Co., Ltd.*（有名な UNIQLO ブランドの中国小売業者）*& Fast Retailing (China) Trading Co., Ltd. Guangzhou Baixin Plaza Store*（総称して、「ファーストリテイリング社」）において、第二審判決を下した。この判決は、第一審判決を支持し、ファーストリテイリング社が係争商標の独占使用権を侵害していないことを追認するものであった。

原告 Compass/Zhongwei 社は、中国商標第 10619071 号（係争商標）（図 1 を参照）の所有者である。被告ファーストリテイリング社の株主である、日本の株式会社ファーストリテイリングは、登録商標「UNIQLO」の独占権を有している。本件の被疑侵害商標（図 2 を参照）は、UNIQLO ブランドの有名な「ウルトラライトダウン」シリーズのジャケットに使用されている。

2013 年末頃、Compass/Zhongwei 社はファーストリテイリング社に対し、係争商標を 800 万人民元で売却すると申し出たが、ファーストリテイリング社はこれを断った。その結果、Compass/Zhongwei 社は、ファーストリテイリング社に圧力をかけようと、同じ訴状および請求事項により、中国全土の 19 の裁判所に 42 件の商標侵害訴訟を提起した。これらの商標侵害訴訟において、広州知的財産法院および中山市中級法院は、ファーストリテイリング社が係争商標を侵害していないと判示したが、浙江省高級法院、上海高級法院および仏山市中級法院は、逆の判決を下した。これらの商標侵害判決は、中国市場における UNIQLO ブランドの展開と事業の妨げとなっていた。しかし、最近の広州知的財産法院の判決は、係争商標に対する UNIQLO ブランド製品の非侵害を再び支持するものであった。



図 1
訴訟の商標



図 2
被疑侵害商標

本件における主要な問題は、被疑侵害商標が係争商標を侵害しているかどうかであった。中国商標法（2001

年改正版)¹の第 52 条(1)項に従い、商標所有者の許可を受けずに登録商標と同一または類似の標章を同一または類似の区分の商品に使用する行為は、登録商標の独占使用権の侵害に当たる。それゆえ裁判所は、ファーストリテイリング社が Compass/Zhongwei 社の登録商標を侵害しているかどうかを判示する上で、被疑侵害商標が係争商標と同一または類似かどうかを判断する必要がある。

本件において、広州知的財産法院は、係争商標の侵害を認定しなかった。その主な理由として、次のことが指摘された。(1) 関連する公衆の一般的注意力を考慮すると、被疑侵害商標は右側と左側の 2 つの部分で構成される。右側には、明確な称呼および意味を有する英語「ULTRA LIGHT DOWN」が縦 3 段に配置されている。したがって、被疑侵害商標と係争商標は、称呼、形状および意味が異なっている。(2) Compass/Zhongwei 社は、係争商標を実際には使用していなかった。ファーストリテイリング社は同じ区分の商品に被疑侵害商標を使用する際に、周知の登録商標「UNIQLO」と一緒に使用していたため、混同の可能性はなかった。消費者が商品の出所を識別する上で、何の問題もない。

本件における広州知的財産法院の判決とは異なり、上海高級法院（(2015) Hu Gao Min San (Zhi) Zhong Zi No. 95）は、ファーストリテイリング社が係争商標を侵害したと判示した。「商標に関する民事紛争事件の審理における法律適用問題に関する最高人民法院の司法解釈」の第 10 条に従い、2 つの標章が同一または類似かどうかを判断する際は、双方の標章を全体として、さらに要部について比較する関連する公衆の一般的注意力を基準とすべきである。また、このような比較は、各標章を引き離した状態で別個に行うべきである。したがって、上海高級法院は、被疑侵害商標の英語「ULTRA LIGHT DOWN」を考慮することなく、次のように判示した。(1) 被疑侵害商標の右側の文字（英語「ULTRA LIGHT DOWN」）と比べると、左側の文字（「UL」）はかなり大きく、濃く、肉太の書体である。衣類の一般的消費者にとって、左側を独立した標章とみなすことができる。(2) 被疑侵害商標の左側と係争商標とを比べると、書体の太さのわずかな違いを除き、文字と構成が同じである。引き離した状態で別個に比較しても、係争商標が登録されている第 25 類の衣類製品の消費者の一般的注意力から判断して、被疑侵害商標と係争商標の全体的な視覚効果は基本的に同じである。(3) ファーストリテイリング社は、Compass/Zhongwei 社が係争商標を実際には使用していないため、混同の可能性はないと主張した。しかし、このような主張は法的根拠がないため、却下された。その一方で、多数の商標を登録する Compass/Zhongwei 社の意図は、商標の使用ではなく、商標の売却により利益を得ることであると、上海高級法院は指摘した。Compass/Zhongwei 社は係争商標を実際に使用していないため、いかなる経済的損失も被っていない。Compass/Zhongwei 社は悪意をもって、ファーストリテイリング社を相手取り多数の商標訴訟を提起した。それゆえ上海高級法院は、Compass/Zhongwei 社の損害賠償請求を却下した。

商標侵害に関する相反する判決にもかかわらず、広州知的財産法院および上海高級法院は共に、商標所有

¹ 本件の被疑侵害行為は 2014 年 5 月 1 日より前に生じたため、被疑侵害行為が商標侵害に相当するかどうかを判断する上で、2001 年の商標法が適用されるべきである。

者は善意で権利を行使すべきであると宣言した。今回はファーストリテイリング社が商標侵害訴訟の防御に成功したものの、中国の法令および裁判所はいずれも、商標侵害の争点を審理する際の一貫した基準を定めていないように思われる。したがって、中国市場に製品を投入する可能性のある国際企業にとって、不必要な紛争や訴訟に巻き込まれないようにするには、できるかぎり早急に中国における適切な知的財産ポートフォリオを構築することが不可欠である。